

答申（中間のまとめ案 資料編）

資料 1	諮問文.....	1
資料 2	東京都板橋区立学校適正規模及び適正配置審議会条例	2
資料 3	東京都板橋区立学校適正規模及び適正配置審議会条例施行規則	3
資料 4	東京都板橋区立学校適正規模及び適正配置審議会委員名簿	5
資料 5	審議会 審議経過	6
資料 6	小委員会 審議経過.....	7
資料 7	地区毎の小学校 学級数推計(特別支援学級(固定)含まない)	8
資料 8	地区毎の中学校 学級数推計(特別支援学級(固定)含まない)	8
資料 9	板橋区総人口の見通し	10
資料 10	年少人口（0～14歳）の人口ビジョンにおける見込と実数との比較	10
資料 11	年少人口（5年齢毎）の推移（直近8年）	11
資料 12	区の出生数推移（直近10年）	11
資料 13	学校数推移(特別支援学級(固定)含む)	12
資料 14	特別支援学級(固定)・特別支援教室(通級)の児童・生徒数推移(直近10年)	12
資料 15	小学校の学校規模の推移(特別支援学級(固定)含まない)	13
資料 16	中学校の学校規模の推移(特別支援学級(固定)含まない)	13
資料 17	学校配置図と各学校の学校規模（令和5年度）	15
資料 18	学校配置図と各学校の学校規模（令和15年度）	16
資料 19	これまでの通学区域変更履歴	17
資料 20	これまでの統合・再編履歴	19
資料 21	学校配置職員等一覧.....	20
資料 22	小学校改築・長寿命化改修等工事实施状況	21
資料 23	中学校改築・長寿命化改修等工事实施状況	22
資料 24	板橋区特別支援教育（固定級）の現状	23
資料 25	板橋区特別支援教育（通級）・日本語学級の現状	23
資料 26	不登校への主な取組.....	24

資料 1

4 板教新学第 5 3 号
令和 4 年 4 月 1 9 日

東京都板橋区立学校適正規模
及び適正配置審議会 様

東京都板橋区教育委員会

東京都板橋区立学校適正規模及び適正配置等について（諮問）

東京都板橋区立学校適正規模及び適正配置審議会条例第 2 条第 1 項の規定に基づき下記のとおり諮問します。

記

- 1 東京都板橋区立学校適正規模及び適正配置の基本的考え方について
- 2 東京都板橋区立学校適正規模及び適正配置の具体的方策について
- 3 新たな学びを踏まえた持続可能な学校施設整備の基本的考え方について

（諮問理由）

平成 2 4 年 3 月の審議会答申から 1 0 年が経過し、GIGA スクール構想の実現に伴う一人一台端末の導入、小学校における 3 5 人学級編制の実施、小中一貫教育の推進、一部地域における大規模集合住宅の建設や「まちづくり」の進行による一時的な児童・生徒数の増加をはじめ、区立学校を取り巻く状況は変化している。

子どもたちのための持続可能な教育環境の整備と学校教育の充実のために、板橋区立学校の適正規模及び適正配置のあり方や「いたばし魅力ある学校づくりプラン」後期計画の策定に向けて、区が今後取るべき方向性の基本的な考え方及び具体的方策について、様々な立場の方に十分な協議を重ねていただく必要がある。

資料 2

東京都板橋区立学校適正規模及び適正配置審議会条例

平成11年12月 1 日
東京都板橋区条例第52号

(設置)

第 1 条 東京都板橋区立の小学校及び中学校等（以下「区立学校」という。）の児童及び生徒等の数の減少に伴う教育環境の整備及び学校教育の充実を目的として、区立学校の適正規模及び適正配置等に関連する事項を審議するため、東京都板橋区教育委員会（以下「教育委員会」という。）の附属機関として、東京都板橋区立学校適正規模及び適正配置審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、教育委員会の諮問に応じて次の各号に掲げる事項について審議し、答申する。

- (1) 区立学校の適正規模に関すること。
- (2) 区立学校の適正配置に関すること。
- (3) 前 2 号の事項に関連して教育委員会が必要と認める事項

2 審議会は、審議の経過を踏まえ、必要があると認めるときは、答申前においても、前項の審議事項について、意見を述べることができる。

(組織)

第 3 条 審議会は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱又は任命する委員 21 人以上をもって組織する。

- (1) 区議会議員
- (2) 学識経験者
- (3) 区民
- (4) 区職員
- (5) 区立学校の教職員

(任期)

第 4 条 委員の任期は、第 2 条第 1 項に規定する答申をしたときに満了する。

2 委員が欠けたときは、補欠の委員を置くことができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(小委員会)

第 7 条 審議会は、議事を効率的に行うための組織として小委員会を設けることができる。

2 小委員会の委員は、審議会に諮り、会長が指名する。

(意見の聴取)

第 8 条 審議会及び小委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(委任)

第 9 条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

資料 3

東京都板橋区立学校適正規模及び適正配置審議会条例施行規則

平成 11 年 12 月 1 日
東京都板橋区教育委員会規則第 8 号
改正
平成 21 年 12 月 25 日
東京都板橋区教育委員会規則第 21 号
平成 27 年 3 月 23 日
東京都板橋区教育委員会規則第 15 号
令和 3 年 12 月 23 日
東京都板橋区教育委員会規則第 19 号

東京都板橋区立学校適正規模及び適正配置審議会条例施行規則を左記のとおり制定する。

記

(趣旨)

第 1 条 この規則は、東京都板橋区立学校適正規模及び適正配置審議会条例（平成 11 年板橋区条例第 52 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の数)

第 2 条 条例第 3 条各号に掲げる区分ごとの委員の数は、次のとおりとする。

- (1) 区議会議員 5 人以内
- (2) 学識経験者 5 人以内
- (3) 区民 7 人以内
- (4) 区職員 2 人以内
- (5) 区立学校の教職員 2 人以内

(オンライン出席)

第 3 条 委員又は条例第 8 条に規定する委員以外の者は、映像及び音声の送受信により即時にその状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって板橋区立学校適正規模及び適正配置審議会（以下「審議会」という。）の会議に出席することができる。

(会議の公開)

第 4 条 審議会の会議は、公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合については、出席委員の 3 分の 2 以上の多数で決定したときは、非公開とすることができる。

- (1) 審議会の会議において取り扱う情報が、東京都板橋区情報公開条例（平成 12 年板橋区条例第 1 号）第 6 条第 1 項各号のいずれかに該当するとき。
- (2) 審議会の会議を公開することにより公正かつ円滑な審議が著しく阻害されるおそれがあると認められるとき。

(傍聴)

第 5 条 審議会の会議を傍聴しようとする者は、会長の許可を得なければならない。

2 傍聴の手続、傍聴人の守るべき事項、その他傍聴に関して必要な事項は別に定める。

(小委員会の組織及び運営)

第 6 条 審議会に小委員会を設けるときは、小委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、小委員会に属する委員の互選により定める。
- 3 委員長は、小委員会を招集する。
- 4 委員長は、小委員会における検討の結果を審議会の会長に報告する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 第 3 条の規定は、小委員会における会議の出席について準用する。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、新しい学校づくり課において処理する。

(補則)

第 8 条 審議会の議事の運営に関し必要な事項は、審議会に諮り、会長が定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成 21 年 12 月 25 日教育委員会規則第 21 号)

この規則は、平成 22 年 1 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 27 年 3 月 23 日東京都板橋区教育委員会規則第 15 号)

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (令和 3 年 12 月 23 日東京都板橋区教育委員会規則第 19 号)

この規則は、公布の日から施行する。

資料 4

東京都板橋区立学校適正規模及び適正配置審議会委員名簿

	氏 名	役 職	備 考
学識経験者	◎天笠 茂	千葉大学教育学部 名誉教授	
	○小林 福太郎	東京女子体育大学 前教授	
	□倉斗 綾子	千葉工業大学創造工学部デザイン科学科教授	
	斎尾 直子	東京工業大学環境・社会理工学院 建築学系教授	
	松波 紀幸	帝京大学教職センター教育学部初等教育学科 准教授	
区議会議員	田中 やすのり	板橋区議会 議長	第 8 回～
	坂本 あずまお	板橋区議会 議長	第 1 回～第 7 回
	中村 とらあき	板橋区議会 文教児童委員長	第 8 回～
	安井 一郎	板橋区議会 文教児童委員長	第 2 回～第 7 回
	小林 おとみ	板橋区議会 文教児童委員長	第 1 回
区民委員	露木 保文	板橋区町会連合会 副会長	
	古谷 茂	板橋区青少年健全育成地区委員会連合会 会長	
	□緑川 有紀	板橋区青少年委員会 会計	
	□小宮 慶之	板橋区立小学校 PTA 連合会 顧問	
	◇藤原 康俊	板橋区立中学校 PTA 連合会 顧問	第 8 回～
	◇横川 隆之	板橋区立中学校 PTA 連合会 顧問	第 1 回～第 7 回
	木村 縁理	区民公募	
	田邊 和子	区民公募	
区職員	尾科 善彦	板橋区副区長	第 9 回～
	橋本 正彦	板橋区副区長	第 1 回～第 8 回
	中川 修一	板橋区教育委員会教育長	
区立学校教職員	□中川 久亨	板橋区立北野小学校 校長	
	□伊藤 聡	板橋区立板橋第一中学校 校長	

◎会長、○副会長・小委員会委員長、◇小委員会副委員長、□小委員会委員

資料 5

審議会 審議経過

回数	開催月日	審議内容
第 1 回	令和 4 年 4 月 19 日	教育長挨拶、委嘱状交付、委員紹介、会長・副会長の選出、諮問、諮問内容について、審議期間について、協議事項（審議会の呼称について、審議の進め方及び小委員会について）、報告事項（平成 24 年審議会答申、いたばし魅力ある学校づくりプラン概要・進捗経過について、板橋区立学校の概況、いたばし学び支援プラン 2025）
第 2 回	令和 4 年 6 月 23 日	委嘱状交付、第 1 回審議会議事録の区ホームページへの公開について、第 1 回小委員会の報告について、意見交換（諮問内容に対する議論の視点や方向性）
第 3 回	令和 4 年 8 月 9 日	第 2 回審議会における主な意見等について、第 2 回小委員会の報告について、適正規模・適正配置・適正規模化の方法について、意見交換（通学区域）
第 4 回	令和 4 年 10 月 7 日	第 3 回審議会における主な意見等について、第 3 回小委員会の報告について、大規模化対応について、通学区域について
第 5 回	令和 4 年 12 月 16 日	第 4 回審議会における主な意見等について、第 4 回小委員会の報告について、大規模化対応について、通学区域・地域協議について
第 6 回	令和 5 年 2 月 8 日	第 5 回審議会における主な意見等について、第 5 回小委員会の報告について、大規模化対応について、小中一貫型学校について
第 7 回	令和 5 年 4 月 12 日	第 6 回審議会における主な意見等について、第 6 回小委員会の報告について、小中一貫型学校について、施設内容・施設更新について
第 8 回	令和 5 年 6 月 30 日	第 7 回審議会における審議状況、第 7 回小委員会の報告、特別支援教育、審議内容振り返り及び中間まとめ構成案
第 9 回	令和 5 年 8 月 10 日	第 8 回審議会における審議状況、第 8 回小委員会の報告、中間まとめ案
第 10 回	令和 5 年 10 月 10 日	第 9 回審議会における審議状況、中間まとめ案

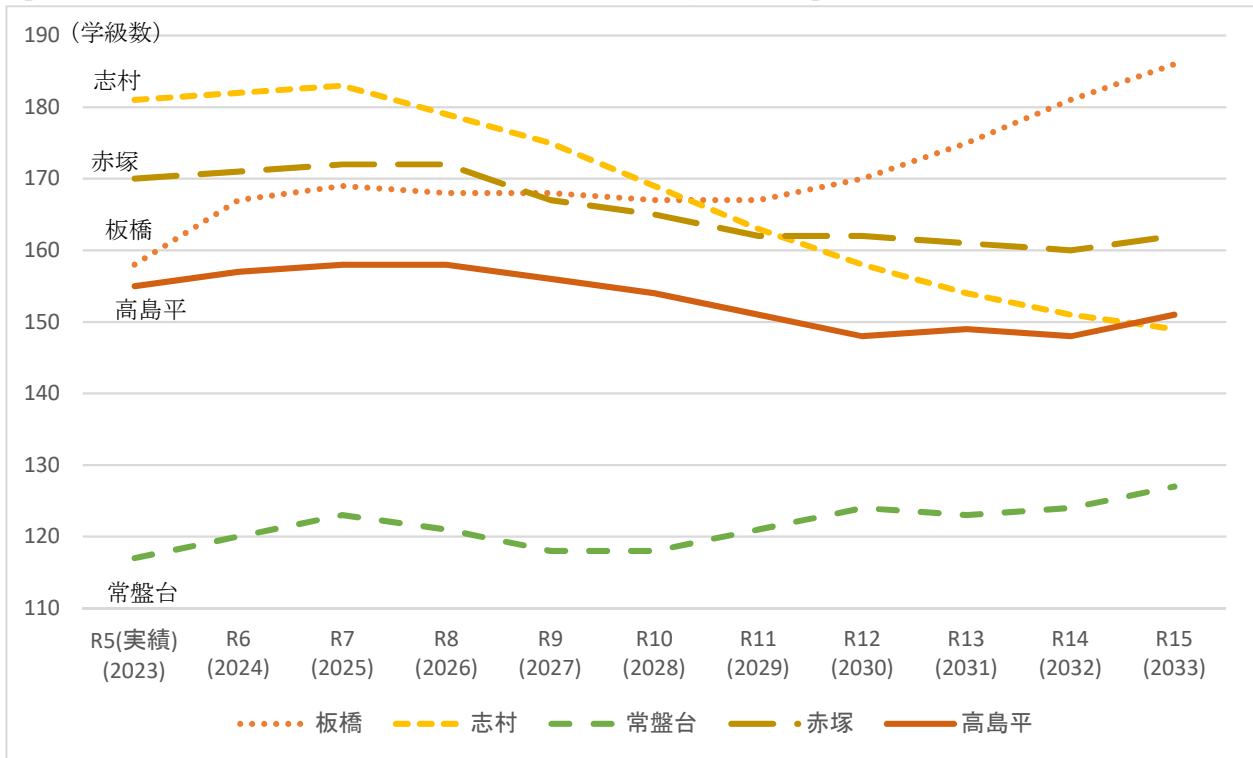
資料 6

小委員会 審議経過

回数	開催月日	審議内容
第 1 回	令和 4 年 5 月 31 日	委員長・副委員長の選出、審議の進め方について 第 2 回審議会に向けての資料等の検討
第 2 回	令和 4 年 7 月 21 日	第 2 回審議会の報告、第 3 回審議会に向けての資料等の 検討（適正規模について、適正配置について、適正規模 化の方法について）
第 3 回	令和 4 年 9 月 12 日	第 3 回審議会の報告、第 4 回審議会に向けての資料等の 検討（適正規模・適正配置・適正規模化の方法について、 通学区域）
第 4 回	令和 4 年 11 月 1 日	第 4 回審議会の報告、第 5 回審議会に向けての資料等の 検討（大規模化対応について、通学区域について、地域 協議について）
第 5 回	令和 5 年 1 月 20 日	第 5 回審議会の報告、第 6 回審議会に向けての資料等の 検討（大規模化対応について、小中一貫型学校について）
第 6 回	令和 5 年 3 月 28 日	第 6 回審議会の報告、第 7 回審議会に向けての資料等の 検討（小中一貫型学校について）
第 7 回	令和 5 年 5 月 23 日	第 7 回審議会の報告、第 8 回審議会に向けての審議（施 設内容・施設更新について）
第 8 回	令和 5 年 7 月 14 日	第 8 回審議会の報告、第 9 回審議会に向けての審議（特 別支援教育について、中間まとめ案について）

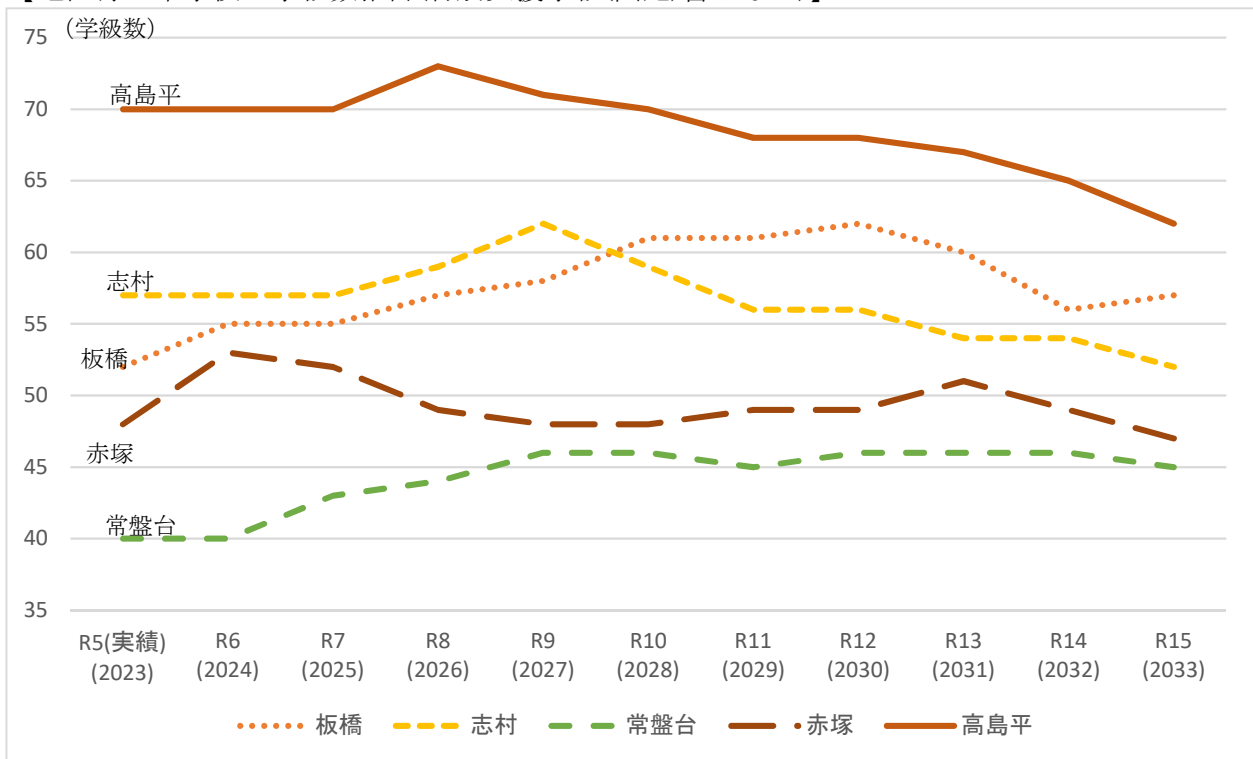
資料 7

【地区毎の小学校 学級数推計(特別支援学級(固定)含まない)】



資料 8

【地区毎の中学校 学級数推計(特別支援学級(固定)含まない)】



注/資料 7 及び資料 8 の推計方法について

- ① 令和 5 (2023) 年 5 月 1 日現在の住民基本台帳人口に各学校の想定入学率を乗じて各年度の入学者数を算出。
 ※令和 12(2030) 年以降の推計においては、通学区域内の 0 歳人口の過去 5 年平均を基本として令和 5 年 5 月 1 日以降の想定 0 歳人口を算出。ただし、過去 5 年平均と過去 2 年平均を比較し、10 人以上の差がある場合は、出生数の変化を考慮し 2 年平均を採用。
- ② 通学区域内に一定規模以上の集合住宅建設情報がある場合は、総戸数に東京都から公表される教育人口等推計の

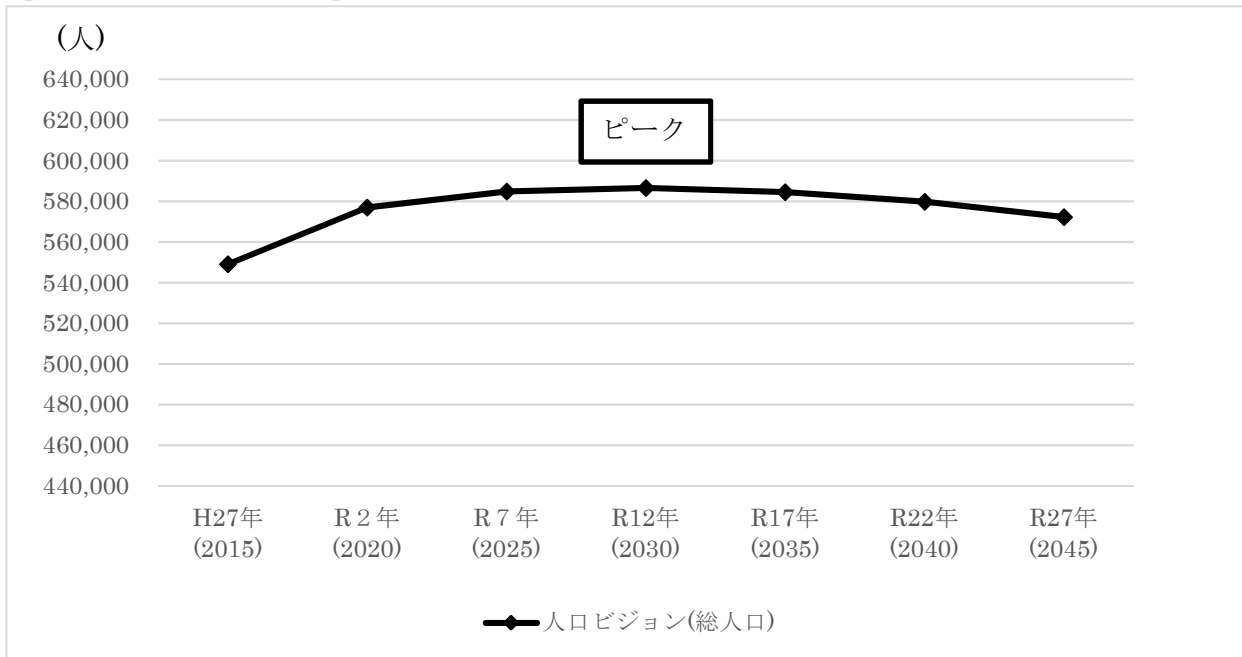
第 11 回いたばし魅力ある学校づくり 審議会資料

集合住宅出現率を乗じた年齢別出現数を算出。

- ③ ②で算出した人数を入居開始年度の翌年度に①で算出した人数に加算する。(年度途中で転校してきた場合はその年の学級編制に影響はないが、翌年度の学級編制に影響するため)
- ④ 35 人学級編制導入を考慮し、令和 5 (2023) 年度は 4 年生までを 35 人学級、5・6 年生を 40 人学級、令和 6 (2024) 年度は 5 年生までを 35 人学級、6 年生を 40 人学級、令和 7 (2025) 年度は 6 年生までを 35 人学級として算出し、③で算出した人数を 35 人学級の学年には 35 で、40 人学級の学年には 40 で除して学級数を算出。

資料 9

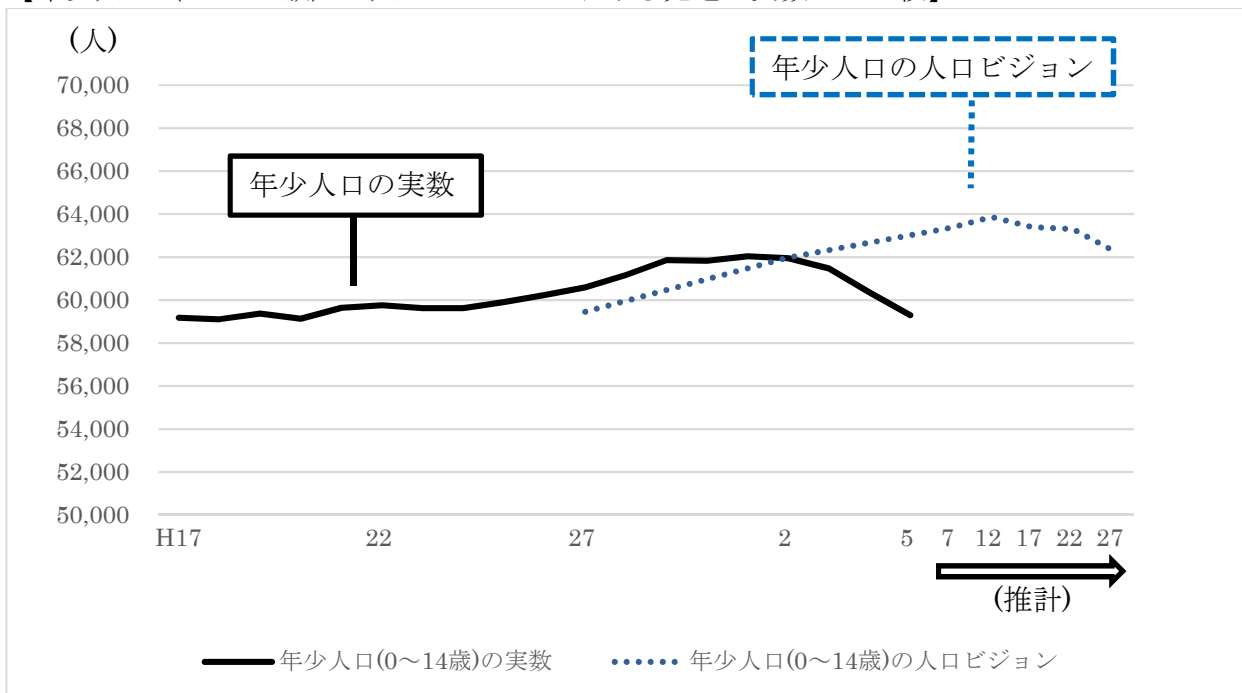
【板橋区総人口の見通し】



注／数値は「板橋区人口ビジョン（2020年～2045年）」より

資料 10

【年少人口（0～14歳）の人口ビジョンにおける見込と実数との比較】

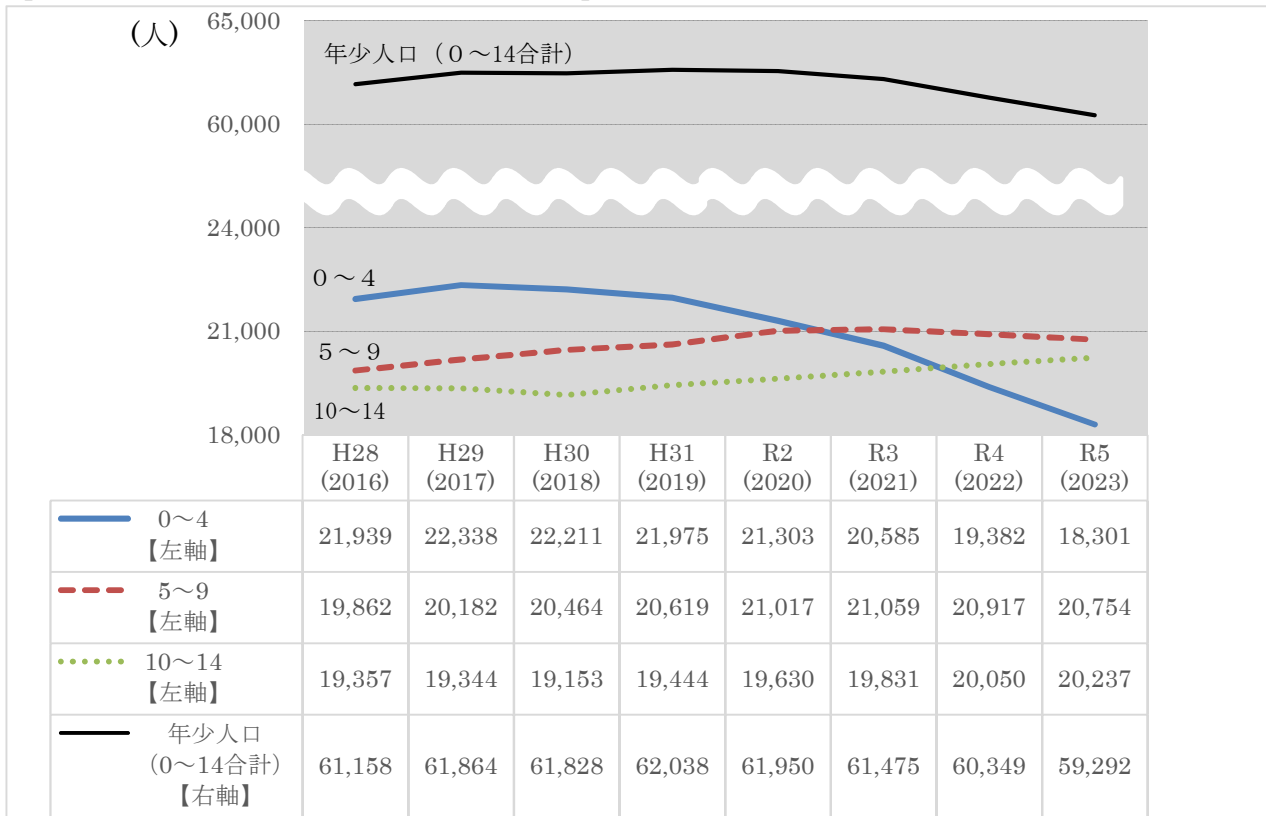


注／年少人口の実数は区ホームページ内「世帯数・人口表」の各年1月1日の数値より

注／年少人口の人口ビジョンの数値は「板橋区人口ビジョン（2020年～2045年）」より

資料 11

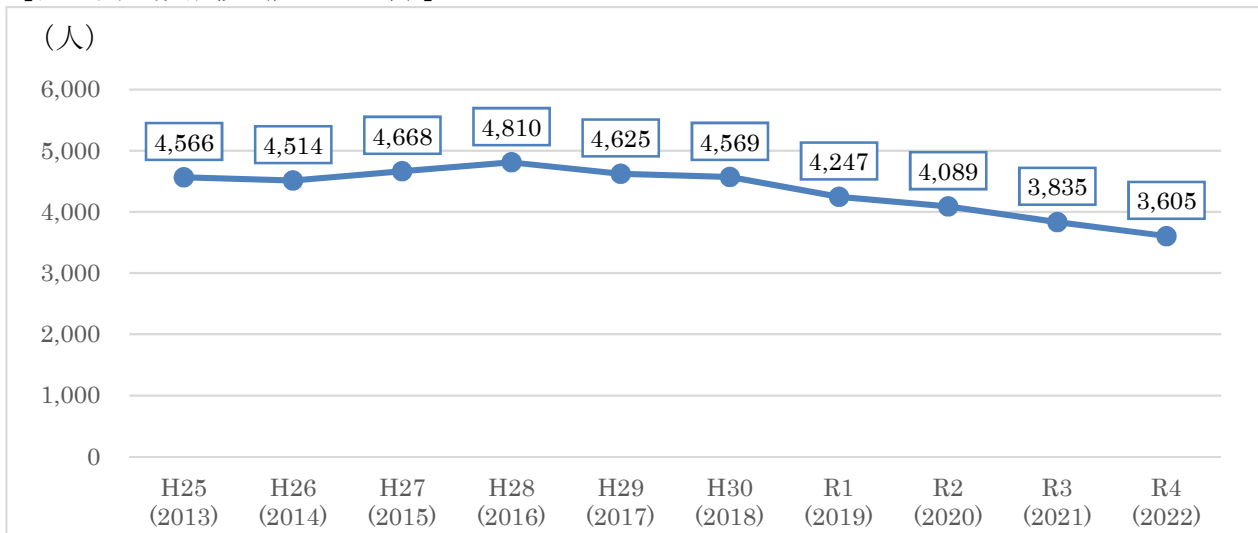
【年少人口（5 年齢毎）の推移（直近 8 年）】



注／数値は区ホームページ内「年齢別人口表」の1月1日の数値より

資料 12

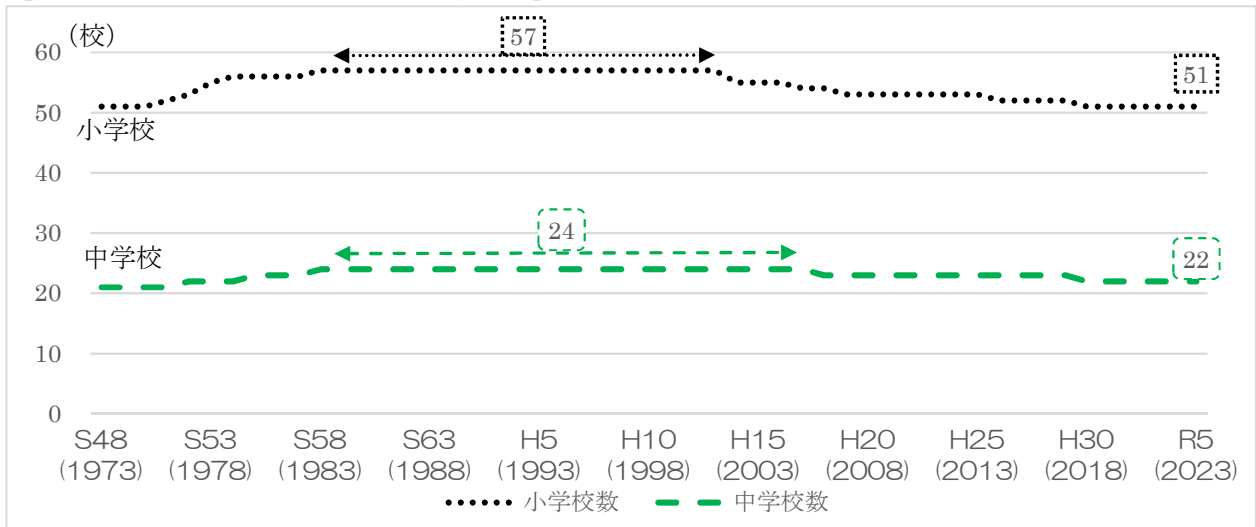
【区の出産数推移（直近 10 年）】



注／数値は総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査（各年1月1日現在）」

資料 13

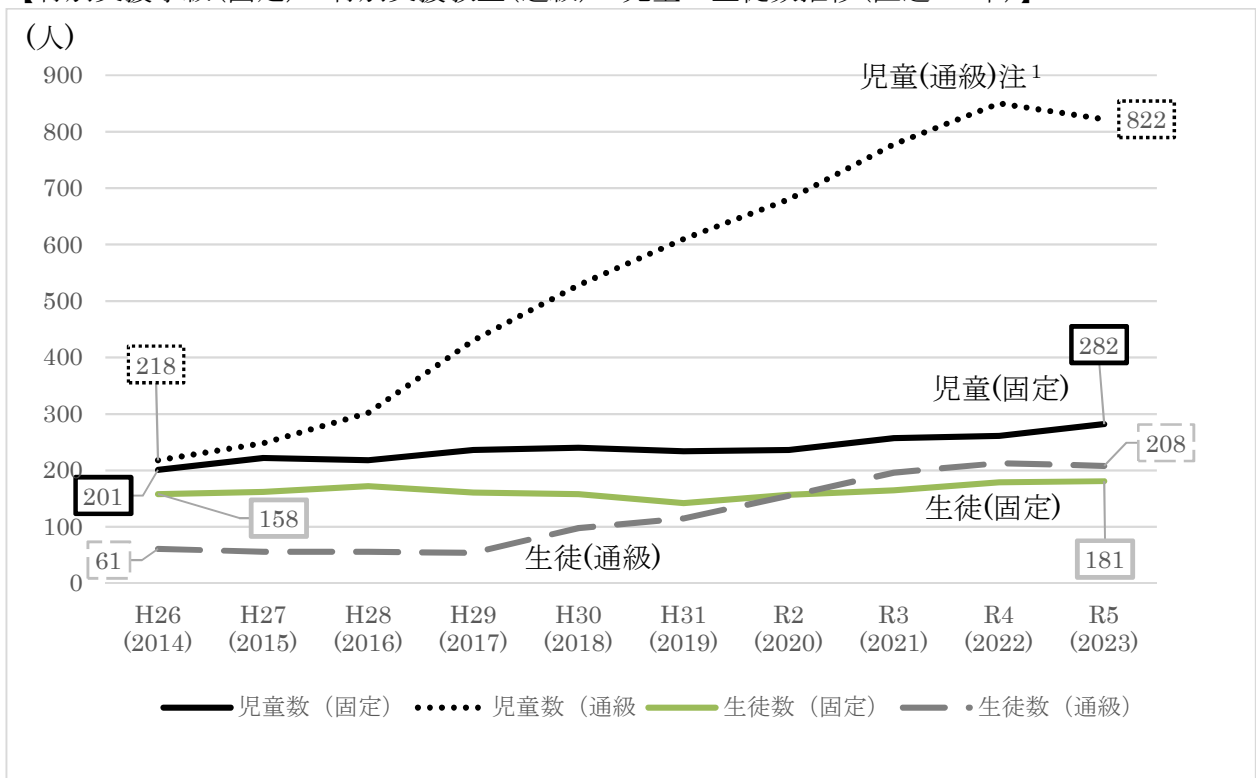
【学校数推移(特別支援学級(固定)含む)】



注/数値は「教育要覧」より

資料 14

【特別支援学級(固定)・特別支援教室(通級)の児童・生徒数推移(直近 10 年)】

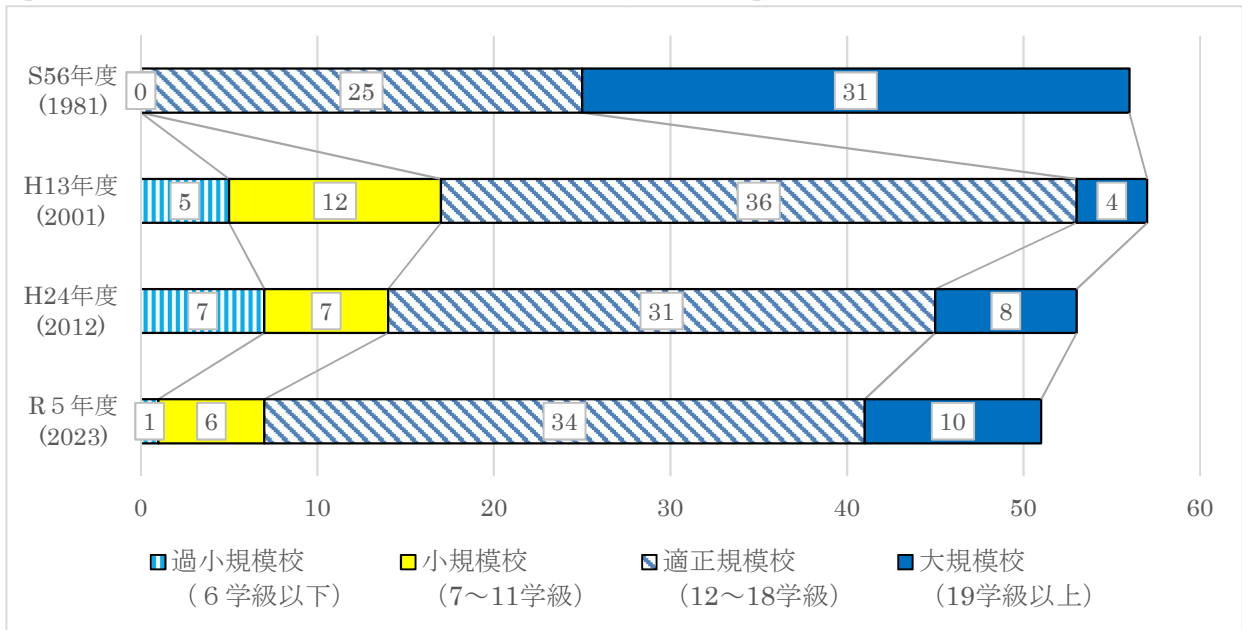


注/数値は「教育要覧」より算出

注¹/児童(通級)は「特別支援教室(STEP UP 教室)」と「通級指導学級(きこえとことばの教室)」の合計

資料 15

【小学校の学校規模の推移(特別支援学級(固定)含まない)】

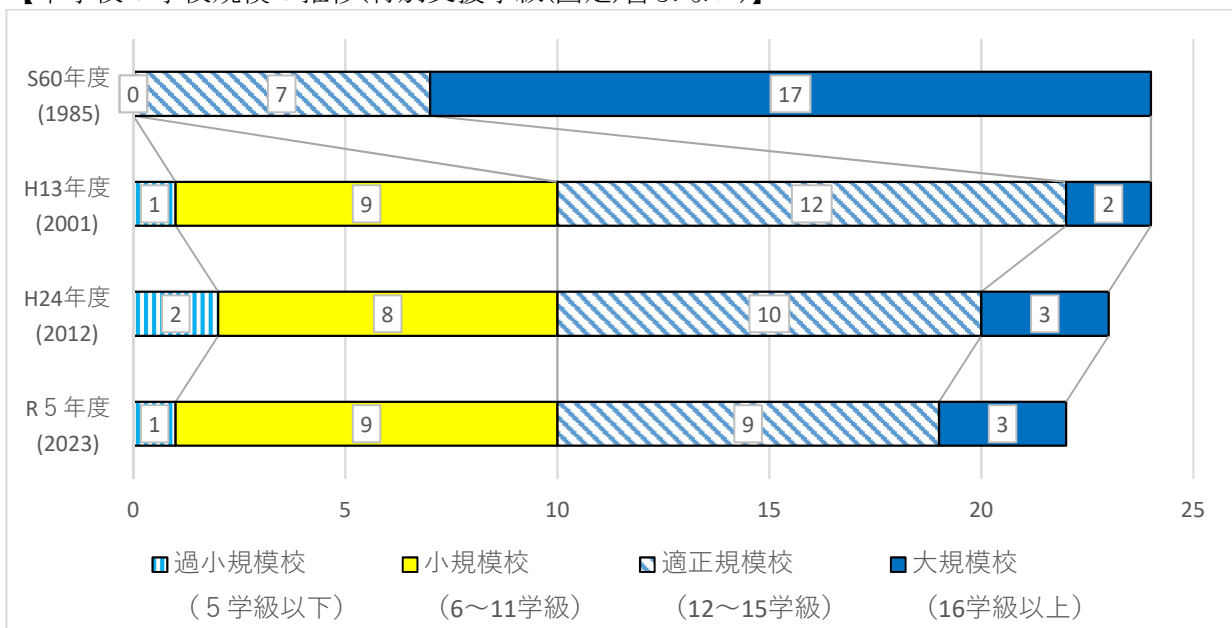


注/数値は「教育要覧」より算出

注/小学校児童数ピーク時の昭和 56(1981)年度及び過去に開かれた審議会の答申時期である平成 13 (2001) 年度、平成 24(2012)年度と比較

資料 16

【中学校の学校規模の推移(特別支援学級(固定)含まない)】



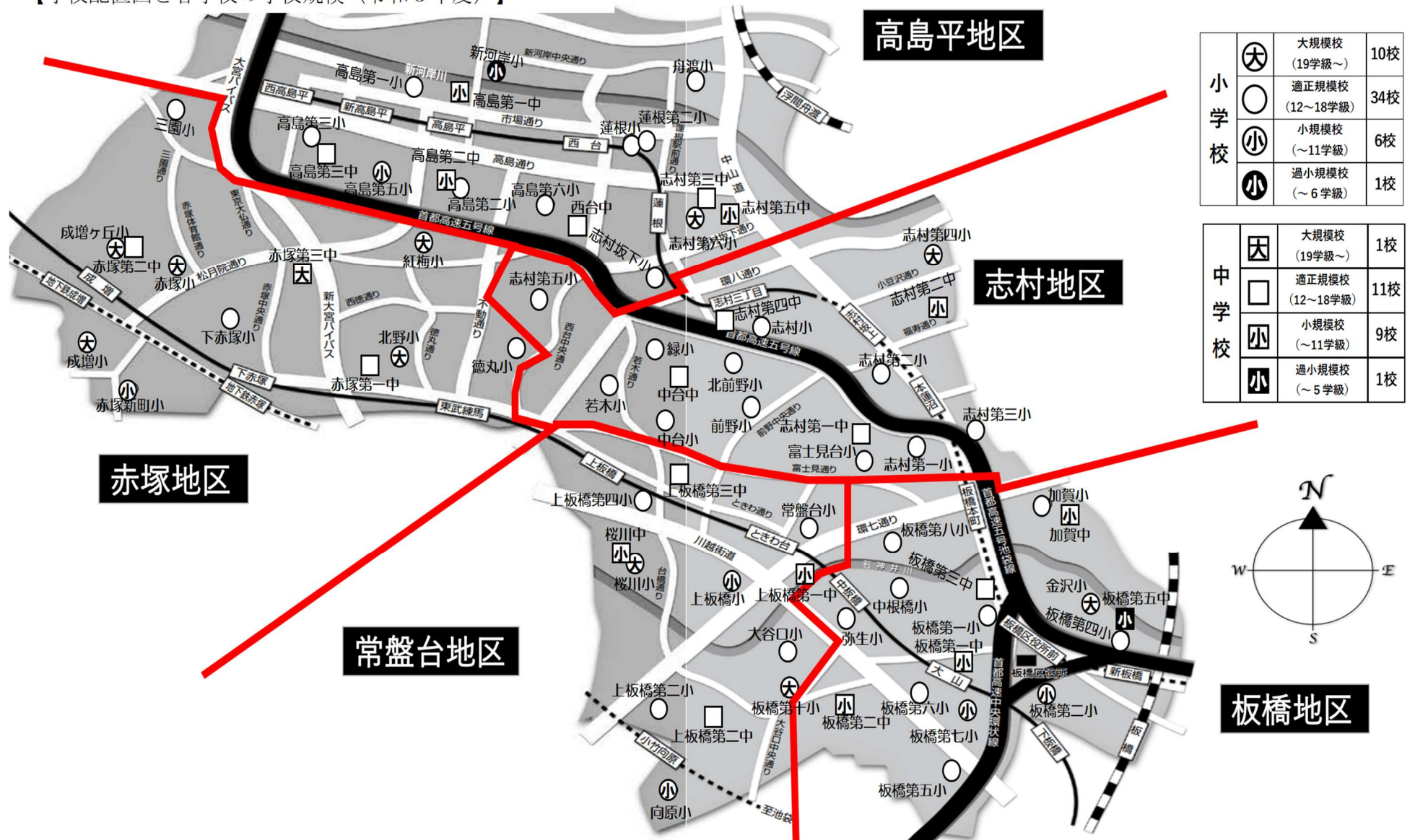
注/平成 24 年答申で示された学校規模により算出

注/数値は「教育要覧」より算出

注/中学校生徒数ピーク時の昭和 60(1985)年度及び過去に開かれた審議会の答申時期である平成 13 (2001) 年度、平成 24(2012)年度と比較

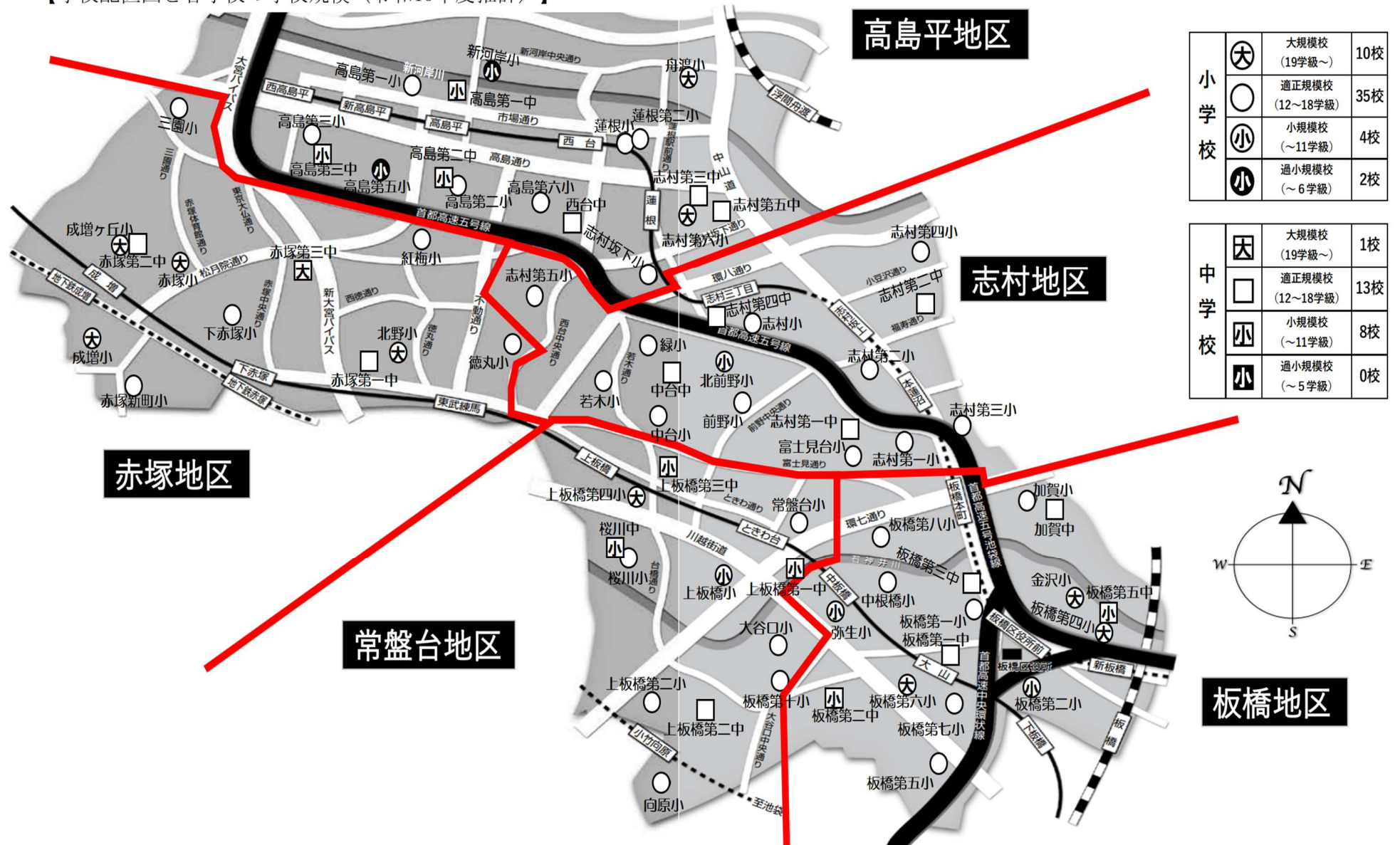
資料 17

【学校配置図と各学校の学校規模（令和 5 年度）】



資料 18

【学校配置図と各学校の学校規模（令和15年度推計）】



資料 19

【これまでの通学区域変更履歴】

実施時期	変更地域	変更前	変更後	主な変更理由等
平成 14 年				
4 月 1 日	本町(全域)	板橋第三小	加賀小	板橋第三小学校と稲荷台小学校を閉校し、加賀小学校を新設のため通学区域を再編。
	加賀二丁目 21 稲荷台(全域) 清水町 1~12、26~39	稲荷台小		
	高島平一丁目 79~84 高島平九丁目 1	高島第四小	高島第六小	
	高島平九丁目 14~23、48		高島第一小	
平成 16 年				
8 月 1 日	前野町三丁目 37 大原町 44~46	前野小	志村第一小	前野町三丁目 37 の集合住宅建設に伴う変更。
12 月 24 日	西台一丁目 1、4~6、10~26 若木三丁目 21、23、25、27、29、31	若葉小	志村第五小	若葉小学校を閉校し、若木小学校と統合。 統合に伴い、若葉小学校の通学区域を志村第五小学校、若木小学校の各通学区域に編入。
	西台一丁目 2、3、7~9 若木二丁目 3~9、11~13 若木三丁目 1~20、22、24、26、28、30 中台三丁目 21~22		若木小	
	双葉町 3、5~47 大和町 9~42 富士見町 1~27、32~33	板橋第四中	板橋第三中	
	富士見町 28~31、34~39 常盤台一丁目 33~37		志村第一中	
平成 17 年				
4 月 1 日	西台一丁目 2、3、7~9 若木三丁目 17、19	西台中	中台中	若葉小学校の統廃合に伴い、小学校と中学校との通学区域の整合性を図るために変更。
	若木三丁目 29、31	志村第四中	西台中	
	若木三丁目 30		中台中	
平成 18 年				
4 月 1 日	板橋三丁目 6~14、16~22、30~43 板橋四丁目 56~62	金沢小	板橋第四小	金沢小学校の通学区域の集合住宅建設に伴う変更。
8 月 1 日	高島平二丁目 28-1~6、32-1~4、33-1~7 高島平三丁目 13	高島第七小	高島第二小	高島第七小学校を閉校し、高島第二小学校と統合。 統合に伴い、高島平第七小学校の通学区域を高島第二小学校の通学区域に編入。
8 月 25 日	大和町 11~13、33~40	中根橋小	板橋第八小	板橋第八小学校の適正規模化のため、中根橋小学校の通学区域の一部を板橋第八小学校の通学区域に編入。
平成 20 年				
4 月 1 日	前野町二丁目 16~18 前野町六丁目 1~7	前野小	中台小	前野小学校の通学区域の集合住宅建設に伴う変更。

第 11 回いたばし魅力ある学校づくり 審議会資料

実施時期	変更地域	変更前	変更後	主な変更理由等
平成 23 年				
4 月 1 日	坂下三丁目 6、9、10	志村第六小	蓮根小	文部科学省からの少人数学級編制の計画案の公表及び、志村第六小学校の通学区域の集合住宅建設に伴う、志村第六小学校の施設の不足に対応するために変更。
平成 24 年				
8 月 1 日	清水町 1～12、26～39	加賀小	志村第三小	志村第三小学校の適正規模化及び加賀小学校の通学区域の児童数増加による教室数不足へ対応するために変更。
平成 25 年				
5 月 17 日	幸町 1～10 大山西町 1～4	大山小	板橋第六小	大山小学校の閉校に伴い、大山小学校の通学区域を板橋第六小学校、板橋第十小学校の各通学区域に編入。
	幸町 11～66 大山西町 5～28、43～58、60～66		板橋第十小	
平成 26 年				
8 月 1 日	小豆沢一丁目 2	志村第四小	志村第二小	志村第四小学校の通学区域の集合住宅建設に伴う変更。
	蓮沼町 23、24、35～83	志村第二小	志村第三小	
	前野町二丁目 36	前野小	富士見台小	前野小学校の通学区域の集合住宅建設に伴う変更。
	常盤台一丁目 33～37	富士見台小	常盤台小	
平成 29 年				
8 月 1 日	栄町 35～36 氷川町 20～28、34、35	板橋第九小	板橋一小	板橋第九小学校と板橋第一小学校を統合(合流)。統合(合流)に伴い、板橋第九小学校の通学区域を、板橋第一小学校、板橋第八小学校、中根橋小学校、弥生小学校の各通学区域へ編入。あわせて、中根橋小学校の通学区域の一部を板橋第八小学校の通学区域に編入。
	大和町 1～8、43～50		板橋八小	
	栄町 1～8、19～31、33～34 双葉町 1、2、4		中根橋小	
	仲町 4～12、25～34		弥生小	
	大和町 9、10、41、42	中根橋小	板橋八小	
	大谷口一丁目(全域) 大谷口二丁目(全域) 向原一丁目(全域) 向原二丁目(全域) 向原三丁目(全域)	向原中	上板橋第二中	
令和 3 年				
8 月 1 日	小茂根三丁目 1～6	上板橋第二中	桜川中	上板橋第二中学校の改築移転(旧向原中学校校地への移転)に伴う変更。

資料 20

【これまでの統合・再編履歴】

条例 施行日	開校・再編した学 校	閉校・編入した 学校	方 式	小 学 校 数	中 学 校 数
～平成 13 年度まで				57	24
平成 14 年 4 月 1 日	加賀小学校	板橋第三小学校 稲荷台小学校	両校を廃止し、新校を設置	55	
	高島第六小学校	高島第四小学校 高島第六小学校	両校を廃止し、新校を設置		
平成 17 年 4 月 1 日	若木小学校	若葉小学校	若木小への吸収統合	54	
平成 18 年 4 月 1 日	板橋第三中学校	板橋第四中学校	板橋第三中への吸収統合		23
平成 19 年 4 月 1 日	高島第二小学校	高島第七小学校	高島第二小への吸収統合	53	
平成 26 年 4 月 1 日	—	大山小学校	板橋第六小、板橋第十小への編入	52	
平成 30 年 4 月 1 日	板橋第一小学校	板橋第九小学校	板橋第一小へ統合(合流)	51	
	上板橋第二中学 校	向原中学校	上板橋第二中への吸収統合		22
令和 5 年度現在				51	22

資料 21

【学校配置職員等一覧】

No.	職名	業務内容
1	学力向上専門員	基礎学力の定着及び向上、学級の安定化、ニーズに応じた学習を推進する
2	非常勤教員（日勤講師）※	学習・教科指導、校務分掌業務等の担当業務及び若手教員の育成業務を行う
3	育成支援アドバイザー※	若手教員の育成支援や学校経営支援等を行う
4	副校長補佐	調査・報告や教職員の服務管理、学校の施設管理など副校長の業務の支援に関すること
5	スクール・サポート・スタッフ※	学習プリント等の印刷や配付準備、授業準備の補助、採点業務の補助等など教員の業務を支援する
6	学校生活支援員	特別支援学級及び通常の学級において心身に障がいのある児童・生徒の学校生活の支援や学級運営の補助を行う 学校生活における障がい児童・生徒の安全保持、生活上の介助、学習上の介助を行う
7	教育相談アドバイザー	[学校相談] 児童生徒及び保護者からの教育や学校の教育活動に関する相談、教員からの学級経営や児童生徒及び保護者等への対応、職場における働き方に関する相談を受け、学校や関係機関と連携して対応する。 [特別支援教育相談] 特別支援学級・特別支援学校等への就学・転学や特別支援教育に関する相談、就学相談を行う
8	教育相談指導員 教育相談員	[教育相談指導員] 教育相談員の相談活動に対する指導や助言を行う [教育相談員] 幼児、小・中学生及び高校生とその保護者に対する不登校などの悩みや心理・言語などに関する教育相談や教職員に対する教育相談に関する研修を実施する
9	スクールソーシャルワーカー※	区立小中学校に在籍する児童生徒の生活指導上の諸課題に、関係機関等と連携して支援にあたる
10	スクールカウンセラー※	いじめや不登校の未然防止・改善・解決、学校内の教育相談体制の充実を図る
11	特別支援アドバイザー	特別な支援を必要とする児童・生徒に対する心理面からの助言等の対応、学校の支援体制強化のための訪問指導を行う
12	特別支援教室専門員※	巡回指導教員や特別支援教育コーディネーター、在籍学級担任等との連絡調整及び個別の課題に応じた教材の作成、児童・生徒の行動観察や記録を行う
13	特別支援教室巡回臨床発達心理士※	児童・生徒の行動観察を行い、障がいの状態を把握し、巡回指導教員・在籍学級担任等に指導上の配慮について助言する
14	適応支援アドバイザー※	不登校児童生徒の社会的自立を支援する

注／網掛けは国や東京都の補助対象となっている職、又は東京都が採用し区に配置している職

資料 22

【小学校改築・長寿命化改修等工事实施状況】

No.	学校名	実施内容(注 ¹)	校舎	体育館
1	志村第二小学校	長寿命化改修	H16	H15
2	志村第五小学校	長寿命化改修	H27	H26
3	志村第六小学校	長寿命化改修	R6	R6
4	前野小学校	改築	未実施	H26
5	舟渡小学校	長寿命化改修	R3	R3
6	志村坂下小学校	長寿命化改修	H23	H22
7	若木小学校	長寿命化改修	H19	H18
8	板橋第一小学校	改築	H24	H24
9	板橋第四小学校	長寿命化改修	H23	H23
10	板橋第五小学校	長寿命化改修	H16	H16
11	板橋第十小学校	改築	R2	R2
12	上板橋第四小学校	長寿命化改修	H28	H27
13	桜川小学校	長寿命化改修	H18	未実施
14	大谷口小学校	改築	H19	H19
15	赤塚小学校	長寿命化改修	R7～R9(予)	R7～R9(予)
16	紅梅小学校	長寿命化改修	R3	R3
17	下赤塚小学校	長寿命化改修	H27	H26
18	徳丸小学校	長寿命化改修	H21	H20
19	三園小学校	長寿命化改修	H19	H18
改修等実施校数(注 ²)			長寿命化改修：15(1) 改築：3	長寿命化改修：14(1) 改築：4

注¹/改築：従前の建物を取り壊して構造、規模、用途がほぼ同じである建築物を造り直す。改築後、80年程度使用することを目標とする。

長寿命化改修：外壁及び屋上防水改修、設備の更新のほか、物理的な不具合を解消して耐久性の向上と長寿命化を図る。

長寿命化改修後、30～40年程度使用することを目標とする。

維持改修：躯体の劣化を抑制するために、屋上・外壁をはじめとした部位の予防保全となる維持改修を計画的に行うことで、建築物の長寿命化を目指す。維持改修後、20年程度使用することを目標とする。

注²/カッコ内は予定校の内数

資料 23

【中学校改築・長寿命化改修等工事实施状況】

No.	学校名	実施内容(注 ¹)	校舎	体育館
1	板橋第二中学校	長寿命化改修	H23	H24
2	板橋第三中学校	改築	H23	H23
3	加賀中学校	長寿命化改修	H20	H20
4	志村第一中学校	長寿命化改修 改築	長寿命化改修： H21(南棟) 改築：H21(西棟)	未実施
5	志村第二中学校	長寿命化改修	H23	H21
6	志村第三中学校	長寿命化改修 改築	長寿命化改修：H20	改築：H19
7	西台中学校	長寿命化改修	H28	H27
8	中台中学校	改築	H27	未実施
9	上板橋第二中学校	改築(注 ²)	R3	R3
10	上板橋第三中学校	維持改修	R5～R7	R5～R7
11	赤塚第一中学校	長寿命化改修	H20	未実施
12	赤塚第二中学校	改築	H24	H24
13	赤塚第三中学校	長寿命化改修	H18	未実施
14	高島第二中学校	改築	未実施	H22
改修等実施校数(注 ³)			長寿命化改修：8 維持改修：1 改築：5	長寿命化改修：4 維持改修：1 改築：5

注¹/改築：従前の建物を取り壊して構造、規模、用途がほぼ同じである建築物を造り直す。改築後、80年程度使用することを目標とする。

長寿命化改修：外壁及び屋上防水改修、設備の更新のほか、物理的な不具合を解消して耐久性の向上と長寿命化を図る。長寿命化改修後、30～40年程度使用することを目標とする。

維持改修：躯体の劣化を抑制するために、屋上・外壁をはじめとした部位の予防保全となる維持改修を計画的に行うことで、建築物の長寿命化を目指す。維持改修後、20年程度使用することを目標とする。

注²/上板橋第二中学校と向原中学校の統合校を旧向原中学校校地に建設。

注³/志村第一中学校は、南棟を「校舎」欄の長寿命化改修に計上、西棟を改築に計上。

資料 24

【板橋区特別支援教育（固定級）の現状】

	固定級
	特別支援学級
内容	知的障がいの児童・生徒が対象。固定学級に毎日通い学習する。
設置校	小：12校（39学級） 中：8校（26学級）
人数	児童：282人 生徒：181人

注/数値は、令和5（2023）年5月1日時点

注/数値は「教育要覧」より算出

資料 25

【板橋区特別支援教育（通級）・日本語学級の現状】

	通級		
	特別支援教室 （STEP UP 教室）	通級指導学級 （きこえとことばの教室）	日本語学級
内容	知的な発達に遅れが無い 情緒・行動面で個別の対応 が必要な児童・生徒が対 象。 通常学級に通いながら、週 1回程度、特別の指導を受 ける。	聴覚障がい、言語障がいの 児童が対象。 通常学級に通いながら、週 に数時間、特別の指導を受 ける。	帰国・外国人児童・生徒が対 象。 在籍している学校で勉強し ながら、決められた日時に日 本語学級が設置されている 学校に通い、週に1～2回1 ～2時間学習する。
設置校	小：51校 中：22校	小：3校（10学級）	小：3校（10学級） 中：2校（3学級）
人数	児童：690人 生徒：208人	児童：132人	児童：104人 生徒：42人

注/数値は、令和5（2023）年5月1日時点

注/数値は「教育要覧」より

資料 26

【不登校への主な取組】

1. 学校における取組

・不登校校内委員会の開催

⇒学校が不登校児童・生徒に対する支援を組織的・継続的に実施できるように会議を開催し、情報共有を図りながら、支援方針や支援策を協議。

・登校支援シートの活用

⇒不登校等の長期欠席者に対する登校支援シートを作成し、不登校になった要因の把握、支援策について、関係者間で情報共有を図る。

・欠席対応マニュアルの活用

⇒欠席時の電話対応や欠席が続く場合の対応をマニュアル化し、不登校の疑いや予兆への対応を含めた段階ごとの対応を整理し、組織的・計画的な支援につなげる。

・「小学校・中学校入学前に身に付けたい生活習慣」チェックシートの配布・活用

⇒小・中学校への入学を控えた幼児・児童と保護者へ、生活習慣に関わる事柄をチェックシートや、『新入学に関するご案内』に示し、望ましい生活習慣の定着につなげる。

・スクールカウンセラーの活用

⇒臨床心理の専門的知識や経験を有する学校外の人材を活用し、子どもたちの不安や悩みを受け止め、学校におけるカウンセリング機能や教育相談体制の充実を図る。(令和5年度より区のスクールカウンセラー23名を追加で配置)

・スクールソーシャルワーカーの活用

⇒不登校児童・生徒の家庭を訪問したり、相談や医療、福祉など関係機関と連携したりしながら、不登校児童・生徒の置かれた環境に働きかけを行い、問題解決に向けた支援を行う。(令和5年度よりスクールソーシャルワーカー11名を増員配置)

・板橋区コミュニティ・スクール

⇒「板橋区コミュニティ・スクール」において、不登校等、学校の課題を共有し、熟議を行う。

・学校支援地域本部事業

⇒学校が求める支援活動と地域の人材をつなぐ役割を担う地域コーディネーターを配置し、地域のボランティアに学習支援や登校支援の協力を依頼する。

・いじめ問題と合わせて実施

⇒いじめアンケート及びいじめに関する授業の実施

⇒板橋区立学校学級安定化対策事業（アセスメント）の実施

2. 教育委員会における取組

・板橋区教育支援センター相談機能の活用

⇒板橋区に在学・在住している幼児、小・中学生及び高校生とその保護者の悩みについて、教育相談員（臨床心理士、言語聴覚士）が相談を受ける。

・板橋フレンドセンター

⇒様々な理由で学校に行くことができない、行かない児童・生徒に対して、学習や体験活動を通じて、社会的自立を支援している。

・「家庭教育支援チーム」の設置

⇒不登校児童・生徒とその保護者に対して、主任児童委員、民生児童委員が、学校と連携・協力しながら学校とは異なる立場による日常的な支援活動を行う。

・「中高生勉強会」の実施・推進

⇒学業成績や家庭の経済状況などを問わず、中学生・高校生（相当年齢を含む）が無料で気軽に参加できる学習支援事業を区立施設5か所で実施している。

・生涯学習センターi-youth（中高生・若者支援スペース）

⇒大原・成増生涯学習センターには、中高生・若者支援スペースとして i-youth を設置し、中高生・若者に居場所及び学習・交流の機会を提供している。

・不登校改善重点校事業

⇒「学校と家庭の連携推進事業」に指定された学校では、学校生活において課題の見られる児童・生徒への支援や保護者との相談等に支援員等を活用して、課題解決を図る。

・不登校対策特別委員会の設置

⇒学識経験者や不登校改善重点校の校長等を構成員に、不登校の改善に向けた取組を協議し、実効性の高い、具体的な取組を各学校に発信し、普及を図っている。

・不登校加配教員の配置

⇒平成5年度から不登校の生徒数が多い学校などに対して、学校からの申請に基づき、東京都教育委員会として不登校支援を行う教員を配置している。

・研修の充実